

財務省告示第八十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年二月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二百八十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	額面金額で千六百四十一億円	千六百四十億八千三百五十九万五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす

九 発行 平成十九年二月二十日
十 発行 額 九十九円九

十一 利率 年一・七パーセント
十二 経過利率 年金積立金管理運用独立行政法

の払込み 人の理事長は、払込金額に追加、
次算式により算出した金額を
第十八号の規定する期日に払い

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{62}{365}$$

十三 初期利息 平成十九年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利息 毎年六月二十日及び十二月二十

十五日 償還金額 利率をその日以前六箇月に属す

十六 償還金額 平成二十八年十二月二十日

十七 払込場所 日本銀行
十八 払込期日 平成十九年二月二十日